

鳥取県立鳥取高等学校		幼稚園	幼稚園に準ずる。		
		小学校	小学校に準ずる。	六	
		中学校	中学校に準ずる。	三	
高等部	専門教育を主とする学科	工業科			鳥取市立川町五丁目
		表具科			
		被服科		三	
				四五	

- 附則
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 昭和四十一年三月三十一日以前に、高等部、専攻科および別科に入学した者については、なお従前の例による。

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定による昭和41年二級建築士試験を次の要領により実施する。

昭和41年4月19日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 試験期日 昭和41年7月23日（土）24日（日）
- 試験場所 鳥取市東町2丁目 鳥取県立鳥取西高等学校
- 受験申込期日 昭和41年5月16日から5月27日まで
- 試験科目
 - (1) 建築設計要因 (4) 建築施工
 - (2) 建築計画 (5) 建築法規
 - (3) 建築構造

5 その他の他

詳細については、鳥取県土木部建築課又は鳥取県各土木出張所（鳥取土木出張所を除く。）に問い合わせてください。

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
 （当日が休日に当たるときは、その翌日）

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 計量器定期検査の実施
 家畜伝染病予防法による結核菌検査等の実施
 定期検査検査の実施
 種畜証明書の有効期間の延長
 鶏等の移入禁止の解除
 基本測量の終了
 土地の立入りの通知
- ◇ 公 告 交通安全法による聴聞の実施
- ◇ 報 告 美容師試験及び理容師試験の実施
- ◇ 報 告 地方職員共済組合定款の一部改正等

規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十八号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表一第百九十八号中「写真凸版製版工千八百円」を「写真凸版製版工千円」に改める。

「写真凸版製版工」を「写真凸版製版工千円」に改める。

「写真凸版製版工」を「写真凸版製版工千円」に改める。

「写真凸版製版工」を「写真凸版製版工千円」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

告 示

鳥取県告示第二百九号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第百四十条の規定に基づき、西伯郡の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年四月二十二日

検査日時	鳥取県知事 石 破 二 朗	検査区域	検査場所
五月二十四日午前十時から午後三時まで		西伯郡西伯町	西伯町中央集会所
二十五日午前十時から午後三時まで		会見町	天万公民館
二十六日午前十時から午後三時まで		岸本町	会見町公民館
午後一時から三時まで		岸本町	八郷小学校
午後一時から三時まで		岸本町	岸本町役場

別表結核病検査及びブルセラ病検査

実施期	実施日	実施区域	実施場所
一次	四月二十五日	赤碓町	八幡、佐崎検査場
一次	四月二十六日	岡金町	真野原
一次	四月二十七日		明高、荒用、今西、崎山検査場
一次	四月二十八日	鹿野町	経営伝習農場、新興
一次	四月二十九日	鳥取市	美穂
一次	四月三十日		
二次	五月一日		
二次	五月二日		
二次	五月三日		
二次	五月四日		
二次	五月五日		
二次	五月六日	淀江町	各種鶏場
二次	五月七日		
二次	五月八日		
二次	五月九日		
二次	五月十日		
二次	五月十一日		
二次	五月十二日		
二次	五月十三日		
二次	五月十四日		
二次	五月十五日		
二次	五月十六日		
二次	五月十七日		
二次	五月十八日		
二次	五月十九日		
二次	五月二十日		
二次	五月二十一日		
二次	五月二十二日		
二次	五月二十三日		
二次	五月二十四日		
二次	五月二十五日		
二次	五月二十六日		
二次	五月二十七日		
二次	五月二十八日		
二次	五月二十九日		
二次	五月三十日		

実施期	実施日	実施区域	実施場所
一次	四月二十五日	赤碓町	八幡、佐崎検査場
一次	四月二十六日	岡金町	真野原
一次	四月二十七日		明高、荒用、今西、崎山検査場
一次	四月二十八日	鹿野町	経営伝習農場、新興
一次	四月二十九日	鳥取市	美穂
一次	四月三十日		
二次	五月一日		
二次	五月二日		
二次	五月三日		
二次	五月四日		
二次	五月五日		
二次	五月六日	淀江町	各種鶏場
二次	五月七日		
二次	五月八日		
二次	五月九日		
二次	五月十日		
二次	五月十一日		
二次	五月十二日		
二次	五月十三日		
二次	五月十四日		
二次	五月十五日		
二次	五月十六日		
二次	五月十七日		
二次	五月十八日		
二次	五月十九日		
二次	五月二十日		
二次	五月二十一日		
二次	五月二十二日		
二次	五月二十三日		
二次	五月二十四日		
二次	五月二十五日		
二次	五月二十六日		
二次	五月二十七日		
二次	五月二十八日		
二次	五月二十九日		
二次	五月三十日		

鳥取県告示第二百十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、ひな白痢検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬、流行性脳炎予防注射及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛、豚及び鶏の所有に對して、検査、注射、投薬及び駆除を命ずる。

実施日	実施時間	実施場所
二十七日	午前十時から午後三時まで	伯仙町 伯仙町住民集会所
三十日	午前十時から午後三時まで	日吉津村 日吉津小学校
三十一日	午前十時から午後三時まで	淀江町 淀江小学校
六月一日	午前十時から午後三時まで	宇田川小学校
二日	午後一時から午後三時まで	大和小学校
三日	午前十時から午後三時まで	大山町 大山町役場佐摩出張所
六日	午後三時から午後十時まで	大山町役場
七日	午後三時から午後十時まで	高麗農業協同組合
八日	午前十時から午後三時まで	大山町役場
六日	午後三時から午後十時まで	名和町 名和町役場
七日	午後三時から午後十時まで	中山町 下中山小学校
八日	午後三時から午後十時まで	湯坂小学校

- 昭和四十一年四月二十二日 鳥取県知事 石 破 二 郎
- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ひな白痢、流行性脳炎及び肝てつ症予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 1 結核病検査及びブルセラ病検査
牛乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
 - 2 ひな白痢検査
種鶏及びこれらの鶏と同一構内で飼育している鶏
 - 3 肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬及びだに駆除
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
 - 4 流行性脳炎予防注射
繁殖用牝豚
 - 四 検査、注射、投薬及び駆除の方法
 - 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
 - 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
 - 3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
 - 4 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応
 - 5 流行性脳炎予防注射 流行性脳炎予防皮下注射
 - 6 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与
 - 7 だに駆除 BHC散布

鳥取県告示第百一十一号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四條第一項本文に規定する昭和四十一年度の定期種畜検査が次のとおり実施されるので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二十七日	名和町、大山町
二十八日	大山町、淀江町
二十九日	淀江町、日吉津村
三十日	西伯町、岸本町
五月一日	米子市、境港市
四月	

鳥取県告示第百一十二号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四條第一項本文に規定する昭和四十一年度の定期種畜検査が次のとおり実施されるので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日	検査場所	検査種別
五月八日	八頭郡船岡町船岡	乳牛
午前九時から	船岡家畜市場	和牛
五月九日	鳥取市園安	馬、豚
午前九時から	鳥取県種畜場	めん羊
午後一時から	気高郡気高町浜村	山羊
午後一時から	浜村家畜検査場	
五月十日	倉吉市八原	
午前九時から	倉吉家畜市場	

五月十一日	五月十四日	東伯郡東伯町浦安
午前十時から	午前十時から	東伯
五月十三日	五月十六日	赤碓町赤碓
午前十時から	午前十時から	赤碓家畜検査場
午前十一時から	午前十一時から	鳥取種畜牧場
午後一時から	午後一時から	鳥取県畜産試験場
五月十四日	五月十七日	西伯郡名和町名和
午前九時から	午前九時から	名和家畜市場
午前十時から	午前十時から	大山町所子
午後一時から	午後一時から	所子家畜検査場
五月十五日	五月十八日	淀江町淀江
午前九時から	午前九時から	淀江家畜市場
午後一時から	午後一時から	米子市西三郎
午後一時から	午後一時から	鳥取県中小家畜試験場
五月十六日	五月十九日	西伯郡西伯町法勝寺
午前九時三十分から	午前九時三十分から	法勝寺
午後一時から	午後一時から	境港市余子
午後一時から	午後一時から	余子家畜検査場
五月十七日	五月二十日	西伯郡岸本町岸本
午前九時から	午前九時から	岸本家畜市場
午前十一時から	午前十一時から	日野郡日野町日野
午後二時から	午後二時から	日野
五月十八日	五月二十一日	江府町江尾
午前九時から	午前九時から	江尾
午後九時から	午後九時から	日南町生山
午後九時から	午後九時から	生山
午後十分から	午後十分から	日野町日野
午後十分から	午後十分から	日野

鳥取県告示第百一十三号

ニューカッスル病予防に関する規則(昭二十六年八月鳥取県規則第四十七号)に基づき、昭和四十一年一月二十八日付け鳥取県告示第百三十三号及び昭和四十一年二月二十五日鳥取県告示第百八十四号で行なつた鶏、あひる、その死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入禁止区域の指定を解除する。

昭和四十一年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百一十四号

次のとおり基本測量を終了した所建設省国土地理院長から通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百一十五号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四條第一項本文に規定する昭和四十一年度の定期種畜検査に基づいて交付した種畜証明書の有効期間が、同期間経過後六月以内において実施される昭和四十一年度定期種畜検査の日まで延長されることになつた旨の通報があつたので、同法第八條第二項の規定により告示する。

昭和四十一年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百一十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百九号)第十一條第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

作業種類	基本測量(一等水準測量)
一 作業地	八頭郡船岡町、用瀬町、野瀬町、岩美郡岩美町、福部村
二 終了年月日	昭和四十一年三月二十六日

鳥取県告示第百一十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百九号)第十一條第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称	建設大臣 瀬戸山三男
二 事業の種類	千代川改修工事及び一般国道五十三号補修工事
三 立ち入りとする土地の区域	八頭郡河原町大字徳吉及び高橋地内
四 立ち入りとする期間	昭和四十一年四月二十二日から昭和四十一年十月三十日まで

鳥取県告示第百一十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百九号)第十一條第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称	建設大臣 瀬戸山三男
----------	------------

- 一 事業の種類及び立ち入る土地の区域
- 1 大洲川神宮工事 中伯郡雲雀岡大字加茂及び野添地内
 - 2 入野川改修工事 倉吉市野添地内
 - 3 淀川海軍貯蔵工事 西伯郡淀川町大字中間及び小波地内
 - 4 米子市海軍貯蔵工事 米子市東福原及び西福原地内
 - 5 日野川改修工事 西伯郡日吉津村大字富吉及び片本町大字吉長地内
 - 6 一般国道百八十一号線改築工事 日野郡日野町板井原地内
 - 7 一般国道九号線改築工事 米子市加茂町、中町、東倉吉町、角登町、朝日町、吉岡及び熊堂地内
 - 8 立ち入りを行う期間 昭和四十一年四月二十二日から昭和四十二年三月三十一日まで

公安告示

鳥取県公安委員会告示第十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四百条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。
昭和四十一年四月二十二日

鳥取県公安委員長 沢 住 辰 蔵

- 一 聴聞の期日及び場所 昭和四十一年五月十二日午前九時三十分から
米子市統町 米子警察署小会議室
- 二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 東伯郡東伯町大字榎下六四 大 西 義 人
- 2 東伯郡赤碓町大字竹内五七二の一 斉 尾 勉
- 3 米子市荷生一六九九の三 丸 山 訓 弘

公 告

- 4 米子市上福原五一五の二 田 邊 博 美
- 5 米子市上福原三棟加茂五区四六一九 高 後 良 一
- 6 米子市上福原三棟三区三六八 勝 田 繁 樹
- 7 米子市西三棟二六〇三 坂 手 一 三
- 8 米子市西三棟二丁目一三九 森 本 泰 司
- 9 西伯郡淀川町淀江二四三 谷 野 泰 忍
- 10 西伯郡仙町泉五一七 仲 田 春 雄
- 11 西伯郡日吉津村日吉津塚本方 橋 本 圭 三 郎
- 12 西伯郡西伯町大字品成二二〇八 安 達 慧 見
- 13 西伯郡会見町天万六五一の七 沢 村 慧 朗
- 14 境港市小瀬津町四四七二 松 本 忠 栄
- 15 境港市渡町二三七九 松 本 忠 栄
- 16 境港市入舟町一〇四 林 本 一 精
- 17 境港市上道町二〇二六の一 加 納 一 相
- 18 境港市栄町一六一 松 本 好 治
- 19 西伯郡岸本町岸本一九一 林 本 好 治
- 20 西伯郡岸本町坂長一三〇八 大 熊 敏 夫
- 21 西伯郡西伯町原四一一 井 上 康 幸 男

理容師法（昭和22年法律第234号）第2条第1項に規定する理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第5条第1項に規定する美容師試験を次のとおり実施する。

昭和41年4月22日

鳥取県知事 石 敏 二 郎

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日 時 昭和41年6月3日午前9時、
場 所 鳥取市東町 鳥取県庁講堂

米子市角敷町2丁目 米子保健所大会議室

(2) 実地試験

日 時 昭和41年6月20日午前9時
場 所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、理容師試験受験者にあつては厚生大臣の指定した理容師養成施設において、美容師試験受験者にあつては厚生大臣の指定した美容師養成施設において、経年課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4ヶ月以上、通年課程にあつては2年以上理容師又は美容師たるに必要な知識及び技能を修得した後1年以上実地習練を修めたもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年敕令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年敕令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者
- (4) 理容師試験受験者にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令（昭和28年厚生省令第64号）附則第3項各号に、美容師試験受

験者にあつては美容師法施行規則（昭和32年厚生省令第43号）附則第9項各号に規定する者

3 試験の方法

試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

4 出願方法

(1) 願書の提出期間

昭和41年5月6日から昭和41年5月20日まで（郵送のものについては、昭和41年5月20日までの消印のあるものは有効とする。）

(2) 願書の提出先

- ア 県内居住者は、所在地を管轄する保健所
- イ 県外居住者は、鳥取市東町鳥取県厚生部衛生課

(3) 提出書類

- ア 受験願書（別記様式によること。）
- イ 履歴書（最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行なった場所及び期間を記載すること。）
- ウ 指定養成施設の卒業證書の写し又は卒業証明書
- エ 実地習練を修了したことを証する書面
- オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
- カ 写真（出願前6月以内に撮影した名刺判、脱帽、正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの）

(1) 理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第5条第4項又は美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第2条第4項の規定により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類にかえて、

鳥取県厚生部畜産課に於けること。
 (3) 受験による組合には、10切手を同封すること。
 別紙様式(B別5判)

理容師(実務師)受験願書

収入証紙
 はのつけ欄
 住所(居住地及び〇〇方も記入すること。)
 (よりがな)
 氏名

年 月 日 生

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

(注) 実地試験のみの受験者は、標頭の下に「実地試験」と朱記すること。

雑 報

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合法の一部変更について、次のとおり公表する。
 昭和41年4月22日
 地方職員共済組合理事長 萩 田 保

本報の発行に際しては鳥取県庁に於ける試験事務通達第9号の7の1を適用するものとする。

5 試験手数料及びその納付方法等

(1) 試験手数料 500円

(2) 納付方法(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の裏面に貼付し、試験料にはりつけの欄にはりつけること。この場合消印をしないこと。

(3) 既納の手数料は、返付しない。

6 試験場持参するもの

(1) 学 科 試 験

受験通知書、筆記用具及び昼食

(2) 実 地 試 験

受験通知書、昼食及び上ばき

理容師試験を受ける者

白衣及び鏡、顔そりに必要な器具、化粧品等

美容師試験を受ける者

白衣、コーム、ペーパーネット、ヘアワックス等の施用上必要な器具、材料、化粧品及び化粧品

7 実地試験のモラルは、各自が同席すること。ただし、美容師試験モラルは、なるべく年令18才から30才までの若で、髪に整しい新のたいていものであること。

8 そ の 他

(1) 出願者には、受験通知書を受験の前日までに郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。

(2) 試験について不明の点がある場合は、所在地を管轄する保健所又は

地方職員共済組合法の一部を変更することについて
 地方職員共済組合法の一部を次のように変更する。
 第二十二條第二号に次のように加える。
 ル 若小牧畜管理組合
 第二十九條第一項の表を次のように改める。

組合員の種別	拠 金 率		負 担 金 率	
	短期納付	福祉事業	短期納付	福祉事業
一般組合員	千分の三	千分の一・七	千分の三	千分の一・七
知事組合員	三十六・三	一・七	三十六・三	一・七
短期組合員	千分の三	千分の一・七	千分の三	千分の一・七
船員一般組合員	二十四・三	千分の一・七	五十九・三	千分の一・七
船員船主組合員	千分の三	千分の一・七	千分の三	千分の一・七

別表を次のように改める。

支 部 名	所 在 地
本 部 支 部	東 京 都
北 海 道 支 部	札 幌 市
青 森 県 支 部	青 森 市
岩 手 県 支 部	盛 岡 市
宮 城 県 支 部	仙 台 市
秋 田 県 支 部	秋 田 市
山 形 県 支 部	山 形 市
福 島 県 支 部	福 島 市

茨 城 県 支 部	水 戸 市
新 潟 県 支 部	宇 都 宮 市
前 橋 市 支 部	前 橋 市
宇 都 宮 市 支 部	宇 都 宮 市
千 葉 県 支 部	千 葉 市
東 京 都 支 部	東 京 都
神 奈 川 県 支 部	横 濱 市
山 梨 県 支 部	甲 府 市
新 潟 県 支 部	新 潟 市
富 山 県 支 部	富 山 市
石 川 県 支 部	金 沢 市
福 井 県 支 部	福 井 市
長 野 県 支 部	長 野 市
岐 阜 県 支 部	岐 阜 市
静 岡 県 支 部	静 岡 市
愛 知 県 支 部	名 古 屋 市
三 重 県 支 部	津 市
滋 賀 県 支 部	大 津 市
京 都 府 支 部	京 都 市
大 阪 府 支 部	大 阪 市
兵 庫 県 支 部	神 戸 市
奈 良 県 支 部	奈 良 市
和 歌 山 県 支 部	和 歌 山 市
鳥 取 県 支 部	鳥 取 市

鳥取県支部	岡山県支部	広島県支部	山口県支部	徳島県支部	香川県支部	愛媛県支部	高知県支部	福岡県支部	佐賀県支部	長崎県支部	熊本県支部	大分県支部	宮崎県支部	鹿児島県支部
松岡	岡山	岡山	山口	徳島	高松	高松	高松	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市

この職員は、昭和四十一年四月一日から兼任による。またこの兼任規定は、昭和四十年七月一日から適用する。

地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき、昭和41年度事業計画及び予算の要旨を公表する。

昭和41年4月22日

地方職員共済組合理事 伏田 保

第1 事業計画
 1 組合に属する地方公共団体の数等
 普通市民 46 一部事務組合等 13 計 59
 支部の数 47 年賦所の数 8,645
 2 組合員数、給料(年給)月額及び被扶養者数(年度末)

組合員の種別	一般	知事	短期	船員	船員	計
組合員数	316,689	45	5	1,218	1	317,958
給料(年給)月額	12,210,992	4,950	350	44,167	39	12,260,478
同上組合員一人当たりの						38,560
被扶養者数	582,775	102	7	2,697	4	585,585
同上組合員一人当たりの						1.84

3 組合員数の数(年度末)

管理単位	普通	保健	医療	消防	貯金	貸付	物産	計
人員	152	24	135	1,111	34	70	285	1,811

(注) 業務経理の人員には常勤役員3人を含む。

4 短期、長期及び保健各経理における負担金率及び償還率(千分率)

組合員種別	負担金率			償還率		
	短期	長期	保健	短期	長期	保健
一般	36.3	57.0	1.7	36.3	42.0	1.7

長期償還負担金については、別に

知事	36.3	72.0	1.7	36.3	52.0	1.7
短期	36.3	—	1.7	36.3	—	1.7
船員一般	59.3	57.0	1.7	24.3	42.0	1.7
船員種別	36.3	57.0	1.7	36.3	42.0	1.7

加費用分として11.9を別に受け入れる。

5 各経理単位別の概況

(1) 短期経理

本年度より料率の改定を行なうとしたが、なお、半年度不足金64百万円を生ずる。(支払準備金増加額分140百万円を含む、年度末不足金は627百万円となる。)

(2) 長期経理

資金量の増加に伴い、本年度新規分として不動産投資資金として、4,881百万円貸付経理資金等として、5,314百万円、公営企業債の取得等のため5,310百万円その他を見込み。

(3) 乗務経理

車両費負担金として、国家公務員である組合員及び組合職員については1人当たり年額140円、地方公務員である組合員については1人当たり年額320円を見込み、また定款第31条の規定による組合員1人当たり年額170円により算定した額を長期経理より繰り入れるものとした。

(4) 保健経理

保健事業として ①成人病対策事業、②薬料の配布、③海の家、山の家の設置、④都道府県支部対抗球技大会、⑤レクリエーション行事等を実施する。

(5) 医療経理

医療施設として病院1、診療所20及び、給付費額7を運営する。

(6) 宿泊経理

宿泊施設として運営するものは、年度末には73施設となる見込みである。なお、既設施設のうち、7施設については、移転新築、改装又は増築を計画している。

(7) 住宅経理

岩手及び愛知の2支部が実施する。2支部を通じて4,935坪の土地を取得、造成し、59口として1口当たり平均76坪、608千円で組合員に分割する。

(8) 貯金経理

伏田はか14支部が実施する。年度末貯金総額は5,718百万円、件数290千件となる見込みである。

(9) 貸付経理

全支部が実施する。年度末貸付総額は19,826百万円となる見込みである。

(10) 物産経理

伏田はか11支部が実施する。物産販売、物産購入調整、食堂、運営、既設の各施設の運営等を行なっており、本年度における売上総額は2,360百万円となる見込みである。

第2 予算

各経理単位別収支見込みの概況は、次のとおりである。

(単位:百万円)

収入	10,524,19,381	178	521	315,1,815	0.6,394,1,050,261
貸付金	53,5,070	29	23	5	48
地積取得費	54	4	2	112	
借入金	29	23	5	48	0.6,394,1,050,261
その他	10,524,19,381	178	521	315,1,815	0.6,394,1,050,261
支出	10,610,3,422	94	16	98	491
役員給与	94	16	98	491	22
役員報酬	54	118	65	485	0.2,18
退職金	98	361	65	485	0.2,18
その他	10,510,2,376	192	495	315,1,689	0.6,394,1,050,261
計	10,510,2,376	192	495	315,1,689	0.6,394,1,050,261
引当金	△64,16,205	14	26	2	127
引当金	1,768	118	2	127	0
引当金	70,147	7	217	87	838
引当金	△627	21	316	50	4

地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき、昭和40年度変更事業

計表及び予算の概略を公表する。

昭和41年4月22日

地方職員共済組合理事長 田 保

1 変更事業計画

基礎資料の変更

(1) 組合に属する地方公共団体の数

当初計画 変更計画

57 59

(2) 組合員数等

組合員数

当初計画 変更計画 比較増減

315,302 10,800,430(34,254) 581,070 (1,84)

316,184 11,698,529(36,999) 581,880 (1,84)

882 898,099 (2,725) 810 (—)

(3) 組合役職員の数

役員

当初計画 変更計画 比較増減

3人 2人 1人

職員 1,683 1,638 (常任理事欠員) △45

2 各経理単位における変更の要旨

(1) 各経理単位共通事項

ア 短期給付及び長期給付について、医療給付増減年度の実績、医療費の改定、給与の改定、組合員数の増等によりそれぞれ計算を改める。

1 出金及び負担金について、給与の改定、組合員数の増等によりそれぞれ計算を改める。

ウ 役員報酬については常任理事の欠員により、職員給与については職員の数の異動及び給付の改定により、それぞれ計算を改める。

(2) 長期経理

ア 法令の規定による地方債及び公営企業債の取得額を、4,300百万円に改める。(うち2,050百万円を41年度へ繰り越し、39年度割当分のうち本年度への繰越分758百万円を別に取得し、また40年度外債830百万円のうち785百万円を取得し、45百万円を41年度へ繰り越すものとする。)

イ 投資不動産の取得額を支部における事業の進捗状況を勘案して、投資予定額のうち916百万円を次年度に繰り越すものとする。

ウ 他の経理への貸付金についても、各経理の項に記載するように変更する。

(3) 保健経理

特別福祉経理資金の使途

昭和39年度決算の結果に基づいて決定された特別福祉経理資金108,569千円の使途は、次によるものとする。

ア 不動産の取得

埼玉支部 運動場用地のための土地の取得 5,169坪 10,385千円

千葉支部 保健施設(運動場設置)(私有地) 建物 80坪 6,400

11,934

神奈川支部 職員クラブ3箇所 20,860

小 計 49,579千円

(注) 事業の実施はいずれも41年度に繰り越される。

イ その他の保健経理事業実施 駒木ほかも支部 14,531千円

ウ 消防経理資金として繰入れ 44,459千円

(4) 消防経理

ア 当初計画外の新設等

○ 福島(市内) 投資不動産施設により設置された施設を組合が委託を受けて経営に当たる。

○ 秋田(男鹿) 山形(蔵王)及び埼玉(浦和)設備資金としての長期借入金の一部(浦和分については全部)を投資不動産資金に切り替える。

イ 工事等の次年度への繰越し

秋田(男鹿) 茨城(大茂) 新潟(新潟) 石川(山中) 高知(市内) 福岡(市内) 熊本(阿蘇) 宮崎(市内) 本館施設

ウ 前考により本年度貸入金予定額のうち、272百万円を次年度へ繰り越すものとする。

エ 施設の新設に伴う旧施設の処分等

区	分	当初予算	変更予算	比較増減
1 短期経理	収 入	8,092	8,512	420
	支 出	9,929	9,768	161
	差引当期損益	△ 1,837	△ 1,256	581

(単位百万円)

新利(三川) 徳島(市内) 先知
 大分(別府) 公立学校経済組合へ貸付
 鹿児島(市内) 県へ譲渡(投資不動産施設)
 (5) 住宅経理
 新設計画の中止、富山、岡山及び広島支部
 (6) 貯金経理
 新設計画の中止、宮城支部
 (7) 貸付経理
 本資金の需要状況にかんがみ貸付資金として長期経理より借り入れる額を907百万円増額するものとする。
 (8) 物資経理
 宮城及び山梨の2支部において本経理を廃止する。
 1 新設計画の中止、奈良支部
 第2 変更予算
 変更事業計画に基づき、各経理単位ごとに収入及び支出の各勘定について並びに資産、負債及び基本金の各勘定について計算を改めるものとし、その結果の概要は次のとおりである。

支払準備金 期末不足金	1,655	1,628	△	27
長期経理	1,091	422	△	669
収 入	16,970	17,368		398
支 出	2,994	2,612	△	382
差引当期損益	13,976	14,756		780
支払準備金	210	110	△	100
責任準備金	52,932	53,950		1,018
3 歳費経理				
収 入	166	171		5
支 出	175	169	△	6
差引当期損益	9	2	△	11
期末剰余金	17	42		25
4 保健経理				
収 入	463	467		24
支 出	575	408		33
差引当期損益	88	79	△	9
期末剰余金	181	152	△	29
、 剰余金	306	354		48
5 医療経理				
収 入	344	292	△	52
支 出	336	267	△	49
差引当期損益	8	5	△	3
期末剰余金	87	87		0
、 剰余金	35	48		13

6 宿泊経理				
収 入	1,597	1,623		26
支 出	1,503	1,444	△	59
差引当期損益	94	179		85
期末剰立金	640	711		71
7 住宅経理				
収 入	3	1	△	2
支 出	3	1	△	2
差引当期損益	0	0		0
8 貯金経理				
収 入	313	303	△	10
支 出	311	302	△	9
差引当期損益	2	1	△	1
期末剰立金	41	38	△	3
9 貸付経理				
収 入	698	736		38
支 出	698	736		38
差引当期損益	0	0		0
期末貸付引当金	81	109		28
、 剰立金	16	15	△	1
10 物資経理				
収 入	242	242		0
支 出	242	242		0
差引当期損益	0	0		0
期末剰立金	0	4		4